

森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について

森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 34 条の使途の範囲内で、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の判断により、幅広い事業に活用可能となっています。

一方で、各市町村等から、どのような取組を実施できるのか具体的に例示してほしいという声を多くいただくことから、全国の市町村等における取組事例も参考に、実施可能な取組の例のリストを作成しました（令和 7 年 12 月に波線箇所を追加）。

これらはあくまで例示であり、実施可能な取組をこれらに限るものではありませんので、各市町村におかれては、以下のリストを参考にしながら、地域の実情に応じた創意工夫による取組の検討をお願いします。なお、森林環境税は、森林整備の効果が広く国民一人一人に及ぶものであることに鑑み、国民の皆様の協力のもと創設されたものであります。このため、国民の皆様の理解が得られるかという点についても留意して、取組を進めるようお願いします。

1. 森林整備	【人工林の整備等】 ・森林経営管理制度等に基づき、私有林人工林について、市町村が発注者となって間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備を実施 ・森林所有者や森林組合等が実施する間伐、地拵え、造林、下刈り等の森林整備への補助（上乗せ含む） ・森林整備に先立って実施する、所有者への意向調査や所有者探索、境界測量・調査等の実施、経営管理権集積計画の作成 ・里山林の機能向上や竹林の整備等のため、伐採、伐倒木の集積・搬出、雑草木の刈払い、枯損木の除去等を実施する地域団体・森林所有者等への補助、移動式チップパー等機械の購入・貸付 ・森林の適切な管理や公益的機能の発揮を図るための公有林化 等 【路網の整備】 ・林道や森林作業道の開設や維持修繕、沿線の支障木伐採、枝払い等の実施 ・林道等の維持管理に関する重機作業の委託や重機の借り上げに係る経費の補助 ・林道等を管理者（森林組合）が改修する際に、資材費等を補助 ・災害により被災した森林作業道等の復旧への補助 等 【花粉発生源対策】 ・市町村が発注者となってスギ等の人工林の伐採と花粉の少ない苗木や広葉樹等への植替えを実施 ・森林所有者等が実施する花粉の少ない苗木や広葉樹等による植替えへの補助（上乗せ含む） ・苗木生産者が行う花粉の少ない苗木増産への支援 等 【鳥獣被害、森林病虫害対策】 ・植栽箇所における防獣ネットの設置等 ・所有者による植栽の後に獣害等に遭った森林における植栽への支援
---------	---

	・松くい虫被害やナラ枯れ等の早期発見のための監視、被害木・枯損木の伐倒・くん蒸・薬剤散布、抵抗性樹種の植栽 ・<u>森林整備に従事する作業員等のクマ等野生鳥獣からの安全確保のための対策の実施(捕獲等) 等</u> 【災害対策】 ・道路等のインフラ隣接森林における、倒木の恐れがある立木の伐採や林縁部の間伐への補助 ・台風により発生した風倒木の搬出処理、被害林における更新伐や間伐への補助等 【計画策定・森林情報整備等】 ・今後の森林整備等を計画的に進めていくための計画・方針等の策定や協議会の設置・運営 ・航空レーザ計測による森林資源の調査・解析 ・森林情報や林道情報の管理システムの開発・導入 等 【都市部自治体による山村部自治体の森林整備】 ・都市部自治体が、友好都市や上下流等の関係にある山村部自治体の森林の整備費用を負担 等
2. 人材育成	【林業事業体、林業従事者への支援】 ・新規就業者等の人材育成研修や技術指導に係る経費、資格取得に係る経費の補助 ・ヘルメットや防護ズボンなどの安全装備、作業用品の導入経費の補助 ・高性能林業機械等の借上げ又は購入経費の補助 ・夏場の早期作業の推進を目的とした、時間外賃金に係る割増分相当額の助成 ・林業事業体が合同企業説明会等へ参加する費用への補助 等 【研修生への支援】 ・都道府県の林業大学校等の研修生への交通費補助 ・林業高校の学生の資格取得や、山林実習等への支援 等 【研修の実施】 ・林業就業者に対して、伐倒、造材、搬出、森林作業道開設等の技術研修会を実施 ・林業技術者を養成する林業アカデミーの運営 ・担い手研修を実施する施設の整備 ・森林ボランティアや地域住民に対して、伐倒、刈払い等の作業の研修会を実施 ・大学生が林業事業体へインターンシップを行う経費への支援 等 【担い手確保のための情報発信】 ・就業ガイダンスの開催、パンフレット作成 等 【市町村体制の確保】 ・森林経営管理制度等の円滑実施のために、新たに林務担当の職員やアドバイザーを雇用、推進員を配置 ・町と地域内の関係団体等が連携してセンターを開設し、森林経営管理制度の意向調査の準備や所有者からの相談対応などを実施 等

3. 木材利用	【施設の木造・木質化】 ・公共施設(役場、小中学校、保育園、公民館等)の木造・木質化、ウッドデッキ・木柵等の施設の整備 ・公共施設への木製什器(机、いす、ロッカー等)の設置 ・民間建築物の木造・木質化への補助 等
	【木製品の制作・利用】 ・地域産の木材を使ったおもちゃ等の小物を、新生児等へ記念品として贈呈、木育施設に設置 ・地域産の木材を使った木製品を製作し、下流域等の自治体へ提供 等
	【木材利用のための体制整備】 ・民間施設の木質化等を促進するための、木材供給自治体と建設主とのマッチングや、アドバイザー人材の育成 ・木育インストラクター養成講座の開催 ・間伐材や林地残材を有効活用するための加工施設等の検討や施設整備、運搬経費の補助 等
4. 普及啓発	【都市側】 ・森林に関する市民講座、シンポジウム等の開催 ・都市部自治体の住民を対象として、森林講座、ワークショップ、山村部の自治体への林業体験ツアー、都市部・山村部の子どもたちの植樹活動等を通じた交流会の開催 ・木材利用の促進を図るため、都市部自治体内で開催されるイベントに、上流自治体と共同出展 ・市民向けの木育イベント、地域産木材を利用したDIYワークショップの開催 等
	【山村側】 ・森林環境教育プログラムやパンフレットの作成、受入れ体制の整備 ・森林セラピー基地の整備(案内標識の設置等) ・都市・山村の子供たちの交流植林活動を行うため、植林地の整備や苗木購入等を実施 等

※「森林」の定義については、法第1条において、「森林法第2条第1項に規定する森林」とされています。

【森林環境譲与税に関する国の相談窓口】

○取組の実施に関すること

林野庁森林利用課森林集積推進室 森林集積促進班 (TEL:03-6744-2126)

○税制度に関すること

総務省 市町村税課 (TEL:03-5253-5670)

